

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年5月30日

岩手県議会議長 工 藤 大 輔

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（子の養育又は配偶者等の介護をする職員等の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間） 第5条の4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。） ）<u>第3条第4項</u>の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）<u>第4条の4第1項第2号ただし書</u>に規定する特例対象日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。 2 [略]	（<u>職員</u>の勤務時間の割振りの特例に基づく休憩時間） 第5条の4 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。） ）<u>第3条第3項</u>の規定に基づき割り振られた勤務時間中には、その勤務時間が、7時間45分を超える場合にあっては所属長の定めるところにより1時間以上の、7時間45分以内である場合にあっては所属長の定めるところにより1時間の休憩時間を置く。ただし、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）<u>第3条第1項第2号ただし書</u>に規定する特例対象日において勤務時間が6時間未満である場合は、この限りでない。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和7年6月1日から施行する。